

## 「令和8年度 三重県若年性認知症施策総合推進事業」業務委託仕様書

### 1. 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 「令和8年度 三重県若年性認知症施策総合推進事業」業務委託  
(2) 委託期間 契約日から令和9年3月31日（水）まで  
(3) 委託先の要件 若年性認知症にかかる国及び県の施策に精通し、本仕様書記載の内容を誠実に履行できる者とする。

### 2. 本事業の目的

若年性認知症は、いわゆる現役世代が発症するが、若年性認知症に対する認識が不足し、診断される前に症状が進行し社会生活が事実上困難となるケースや、本人やその家族、企業及び医療機関が若年性認知症を知っていても、活用が可能な福祉や雇用の施策があまり知られていないことなどから、経済的な面も含めて本人とその家族の生活が困難になりやすいことが指摘されている。

本事業は、これらの問題点を解消し、若年性認知症者一人ひとりが、その状態に応じた適切な支援を受けられるようにすることを目的とする。

### 3. 対象事業

若年性認知症支援の課題について相談できる場を確保するとともに、普及啓発や多職種協働、関係機関の連携に取り組むため、「三重県若年性認知症サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）」を設置し、下記（1）～（6）の業務を行う。

#### （1）若年性認知症支援コーディネーター（以下、「コーディネーター」という）の配置

受託者は、総合的な支援窓口として、サポートセンター内にコーディネーターを1名以上配置し、若年性認知症の人や家族の相談に応じ、適切な支援につなげる。（支援の例：若年性認知症者の自立支援に資する生活指導、若年性認知症者の雇用継続・求職活動に対する支援、介護保険事業所・行政窓口等との連絡調整、家族介護者の働き方の支援、若年性認知症の人の子供への心のケア等）加えて、地域包括支援センター等の支援者からの相談に応じ、アドバイスを行い、適切な支援につなげる。

なお、コーディネーターは、三重県労働局が設置する「治療と仕事の両立支援のための『三重県地域両立支援推進チーム』」およびチーム会議（年1回程度）に参加し、若年性認知症者の治療と仕事の両立支援についての協議・提案を行うこととする。

#### （2）若年性認知症自立支援ネットワークの構築

##### ア 目的

若年性認知症の人に対して発症初期から終末期まで本人の状態に合わせた適切な支援が図られるよう、医療、介護、福祉、雇用の関係者が連携する若年性認知症自立支援ネットワークを構築する。

##### イ 内容

下記の議題を主な内容とし、若年性認知症自立支援ネットワーク会議を年2回開催するものとする。

- ・若年性認知症の発症初期から高齢期までの切れ目のない支援体制づくりについての検討

- ・就労中の若年性認知症者の支援に対する検討
- ・若年性認知症者への支援に関わる人や機関が情報を共有する仕組みづくりについての検討

#### ウ 会議の構成

受託者は、委託者と協議のうえ、認知症施策、介護及び障がい者施策等の関係者、認知症疾患医療センター等の医療機関、経済団体及び認知症の人や家族等の意見を代表する者等を構成員として10名程度の委員を選定する。

### (3) 研修会・説明会等の開催

#### (a) 介護・障がい福祉従事者向け若年性認知症研修

若年性認知症の人の受け入れがある・受け入れを希望する介護・障がい福祉事業所等の従事者を対象として、若年性認知症に関する基礎知識および若年性認知症の人にとって使いやすい介護サービスの提供のための資質向上を図る。

ア 会 場：県内の交通至便地を設定すること

イ 規 模：30名程度

ウ 開催数：年1回

エ 対象者：介護・障がい福祉従事者

#### (b) 企業担当者向け若年性認知症説明会

企業関係者を対象として、訪問による説明会を実施し、若年性認知症に関する基礎知識及び若年性認知症支援コーディネーター等の相談・支援制度の理解促進を図る。なお、説明会の実施に当たっては受講者の利便性を考慮し、企業・団体等の既存の研修会等の機会を利用することも可能とする。

ア 会 場：県内企業または企業関係機関・団体

イ 規 模：30名程度

ウ 開催数：年2回

エ 対象者：企業関係者

#### (c) 行政担当者向け若年性認知症研修

若年性認知症の人に対する支援に携わる行政担当者に研修を実施し、若年性認知症の人や家族支援に関する支援制度等の理解促進を図る。

ア 会 場：県内の交通至便地を設定すること

イ 規 模：60名程度

ウ 開催数：年1回

エ 対象者：高齢者福祉部局、障がい福祉部局、初期集中支援チーム、地域包括支援センター、地域支援推進員等の関係機関に所属する行政職員等

### (4) 意見交換会の開催

若年性認知症の人やその家族の支援ニーズの把握及び支援方策の共有を図るため、医療機関及び管内市町等と連携して、若年性認知症の人とその家族が参加する意見交換会を開催する。

ア 会 場：県内の交通至便地を設定すること

イ 規 模：50名程度（支援者を含む）

ウ 開催数：年1回

エ 対象者：若年性認知症の人とその家族、専門職等の支援者

(5) 若年性認知症支援にかかる関係機関との連携および関連事業への協力

若年性認知症の支援に関する医療機関(認知症疾患医療センター等)、県の事業(認知症コールセンター、認知症普及啓発事業、ピアサポート支援事業等)、市町の事業(認知症初期集中支援チーム、チームオレンジ等)等と連携し、必要に応じて、情報提供、会議への出席、講師対応、情報提供等の協力をを行う。

(6) その他、本事業の目的を達成するために効果的と考えるものについては、積極的に提案を行うこと。

#### 4. 委託業務にかかる留意事項

(1) 本仕様書にいう成果品等には、すべて所有権及び著作権等が委託者に帰属する旨の表示をするものとする。

(2) 研修会、説明会、意見交換会の実施にかかる参加者負担(資料代等)は無料とすること。

#### 5. 納品成果物について

(1) 納期等

成果品	納期
事業終了後の評価・検証等報告書	令和9年3月31日(水)
コーディネーターの支援内容等報告書 (コールセンターとの連携状況を含む。)	令和9年3月31日(水)
若年性認知症自立支援ネットワーク会議の実施報告書	令和9年3月31日(水)
研修会、意見交換会等の実施報告書	令和9年3月31日(水)

(2) 体裁等

様式は、A4版・両面・左綴じとすること。

ただし、見やすさ等に配慮して、A3版を使用する場合は、A4版の大きさに折り込んだうえで綴じること。

#### 6. その他

(1) 個人情報の保護については別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」の内容を遵守すること。

(2) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等について、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条に罰則があるので留意すること。

(3) 委託者職員からの委託業務に関する各種問い合わせに対応すること。

(4) 委託業務内容に関する不明な事項については、全て委託者と協議すること。

(5) 採択された企画提案の所有権は、委託者に帰属する。

(6) 企画提案に要する経費については、企画提案コンペ参加者の負担とする。

(7) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団

等排除措置要綱」に規定する暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等といふ。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア. 断固として不当介入を拒否すること。

イ. 警察に通報するとともに捜査上必要な協力すること。

ウ. 委託者に報告すること。

エ. 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

（8）受託者が（7）のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。